

株主の皆様へ

(第89期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第89期 報告書

平成20年4月1日～平成21年3月31日



Contents

株主の皆様へ	1
(第89期定時株主総会招集ご通知添付書類)	
事業報告	2
連結貸借対照表	24
連結損益計算書	25
連結株主資本等変動計算書	26
連結注記表	27
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	30
監査役会の監査報告書謄本	31
貸借対照表	32
損益計算書	33
株主資本等変動計算書	34
個別注記表	35
会計監査人の監査報告書謄本	38
連結計算書類参考資料	39
事業報告参考資料	40
(ご参考)	
株主優待のご案内・株主メモ	裏表紙

株主の皆様へ



取締役社長

長尾 榮次郎

株主の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。ここに、第89期（平成20年度）報告書をお届けするにあたり、ひと言ご挨拶申し上げます。

当期のわが国経済は、昨年9月の米大手投資銀行の破綻を契機に、世界の金融市場が急激に収縮し、実体経済も深刻な世界同時不況に陥ったことを受け、輸出や設備投資が大幅に落ち込みました。需要の急減に対応した激しい生産調整と円高により企業業績も急速に悪化、雇用情勢も厳しさを増し、消費の停滞感も深まりました。

このような環境の下、株価の急落と円高の影響を受け当社の営業の両輪である株式営業、投信募集営業共に低迷致しました。株式営業に於きましては、原子力や自然エネルギーなどの環境関連銘柄やアジア経済の成長の恩恵を被る銘柄への投資を中心に営業を展開しましたが、市況の低迷を背景に個人投資家の売買が落ち込み株式手数料は大幅な減収となりました。募集営業に於きましては、ブラジルの通貨リアルが大幅に下落したタイミングを捉え、ブラジル債券投信を積極的に販売し、お客様に好評を博しました。しかし世界的な株価下落や円高の影響から基準価格が下落し、総体的には投信募集手数料が減少傾向となり、連結経常損益は20億84百万円の損失となりました。

ました。

当期の配当金につきましては、中間配当は普通配当5円と致しましたが、期末配当は、普通配当2円50銭とすることをご提案申し上げる次第です。

さて、証券市場を取巻く環境につきましては、昨年後半からの急激な世界経済の悪化も各国の金融安定化策や景気刺激策が奏功し、一部に下げ止まりの兆しも見え始めております。日本経済も厳しい在庫調整によりようやく目途がつきつつあり、株式市場は反転に転じております。

このたびの世界的な危機がもたらした資産価格の歴史的な下落は長期的な資産運用の好機でもあります。とりわけ、今後の世界経済の回復は、アジアを中心とする新興国が牽引するものと考えております。そのような世界経済の構造変化に即した投資対象を選別し、その情報をお客様に提供することに全力で取り組んでまいります。

また、コンプライアンス意識を高め、お客様情報の保護を含めた内部管理体制の充実・強化を図るとともに、生産性向上と経費削減への取り組みを一層強化することにより、当社の企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年6月

1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

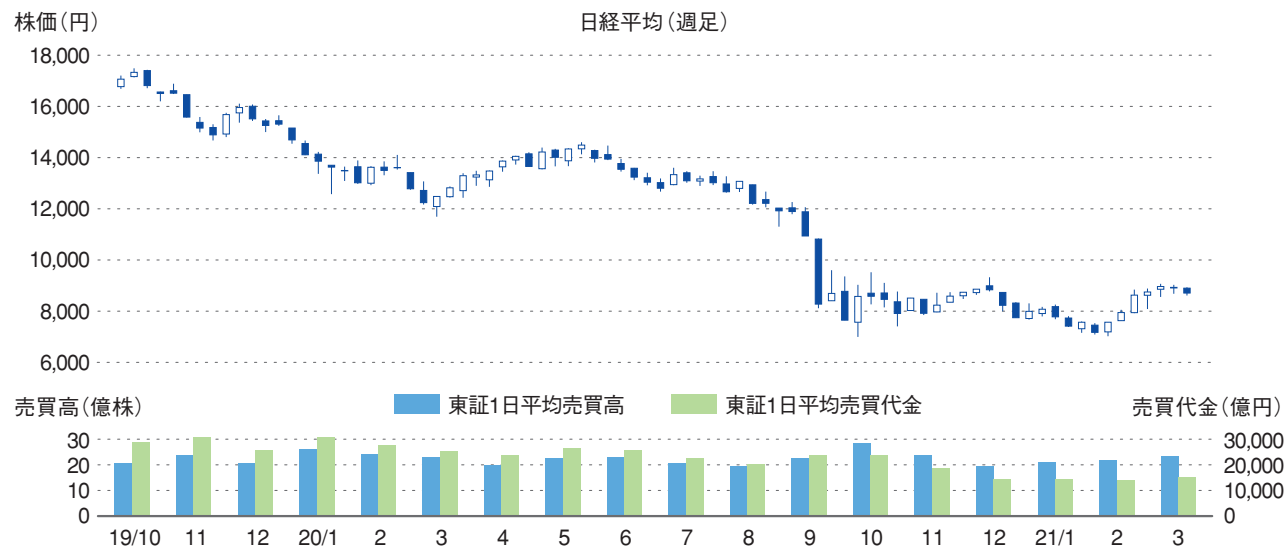
(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、9月の米大手投資銀行の破綻を契機に世界的な金融危機が一段と深まり、世界経済も急速に悪化したことを受け、輸出が大幅に落ち込み、設備投資も大きく減少しました。需要の急減に対応した激しい生産調整に加え、急激な円高の進展により企業業績は急速に悪化、雇用環境の厳しさも増し消費の停滞感は強まりました。

株式市場においては、米国発の金融危機が深刻化する過程で世界的に株価が急落する中、日経平均株価もバブル崩壊後の最安値を更新しました。

このような環境の下、当社グループの業績も、主たる収益源である株式委託手数料、投信募集手数料ともに大幅な減収となり、連結経常損益は20億84百万円の損失となりました。

日経平均株価および売買高・売買代金



〔株式部門〕

当期の株式市場は、米大手投資銀行ベア・スターンズ救済策の具体化を受け、平成20年3月中旬の安値から反発し、日経平均株価は6月6日の14,489円まで上昇しました。

しかし、米住宅金融公社の経営悪化など金融システム不安の再燃から世界の株式市場が調整色を強めるなか日経平均株価も下落に転じ、9月中旬には米大手投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻を契機に急落しました。10月以降はわが国の実体経済や企業業績も急速に悪化、需給面でも外国人売り圧力が強まったことを受け、日経平均株価は平成15年4月に付けたバブル崩壊後の最安値であった7,607円を割り込む鋭角的な下落となり、10月27日には7,162円となりました。

その後、オバマ新政権による景気刺激策に対する期待などから年明けにかけて上昇する局面もあったものの、総じて軟調な展開が続き、日経平均株価は3月10日には7,054円と再度安値を更新しました。

期末にかけては、米金融機関の業績が最悪期を脱した

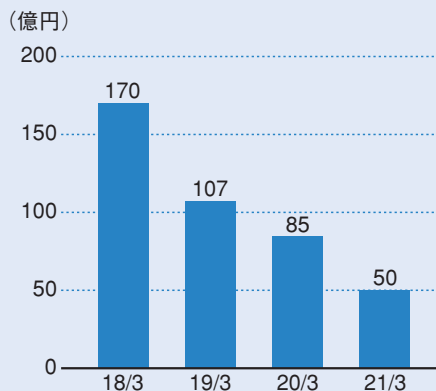
との観測が浮上したことなどから日経平均株価は上昇に転じ、8,109円で期を終えました。

このような状況の中で、株価下落によってPBR（株価純資産倍率）などバリュエーション面での魅力が高まった優良銘柄や環境関連銘柄など成長期待が大きいテーマ性のある銘柄等の選別と情報提供に注力し、市場環境に対応した営業活動を積極的に展開しましたが、株式委託手数料収入は50億23百万円（前期比41.1%減）に留まりました。

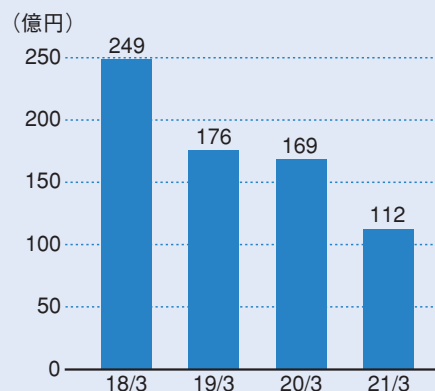
また、引受業務につきましては、発行市場が低迷するなか、未上場企業への幹事参入活動と既公開企業への財務戦略提案活動などに努め、新規公開企業4社、既公開企業3社の引受および委託販売取扱1社と前期並みの実績となりました。

この結果、株式受入手数料収入は51億5百万円（前期比40.9%減）となり、株式等トレーディング損益は3億6百万円（同355.6%増）となりました。

株式委託手数料



受入手数料



〔債券部門〕

当期の債券市場は、期初1.295%で始まった長期金利（新発10年物国債利回り）が、原油をはじめとする資源・商品価格の高騰によるインフレ懸念などから、6月には1.895%まで上昇（債券価格は下落）しました。しかし、米大手投資銀行の破綻などを契機に金融システム不安が高まり、「質への逃避」から長期金利は低下傾向を辿り、12月末には1.155%まで低下（債券価格は上昇）しました。年明け以降は景気対策のための財政出動による国債増発などが意識されたこともあり、期末は1.340%となりました。

こうした中、当社の債券売買高は、先物・オプション取引を含め7,460億円（前期比21.6%増）となりました。

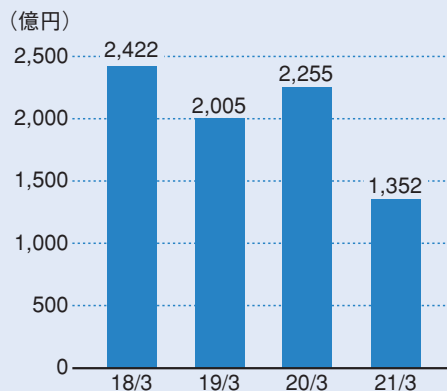
債券発行市場では、下期には信用リスク回避の動きが強まり、A格以下の銘柄の発行がほぼストップしましたが、AA格以上の高格付会社の大型発行もあり、普通社

債の発行額は9兆6,049億円（前期比2.2%増）となりました。

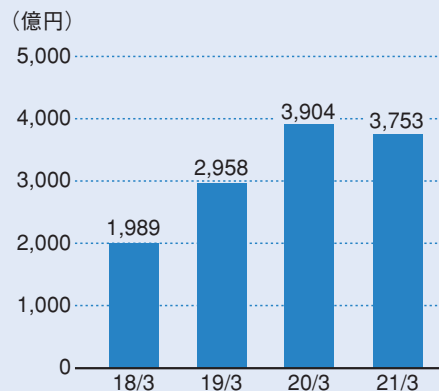
このような中、当社の国内債券引受高は308億円（前期比20.1%増）、売出高および募集・売出しの取扱高は417億円（同6.4%増）となりました。

この結果、債券受入手数料収入は1億47百万円（前期比1.7%増）となりましたが、債券等トレーディング損益は、外債売買高の減少により5億95百万円（同46.1%減）に留まりました。

投資信託取扱高



定期分配型投資信託残高



〔投資信託部門〕

当期の投資信託部門は、定期分配型投信を中心として新規資金による販売に注力し、残高の増加に努めました。定期分配型投信では、米国や欧州、資源国の国債にバランスよく投資する「ダイワ海外ソブリン・ファンド」を中心に販売し、6月には同ファンドの残高が2,000億円を超える水準となりました。また、農業、資源等を武器に安定的な成長が期待でき、高金利を享受できるブラジルの国債に投資する「ブラジル・ボンド・オープン（毎月決済型・年2回決済型）」を新たに品揃えし取り組みました。

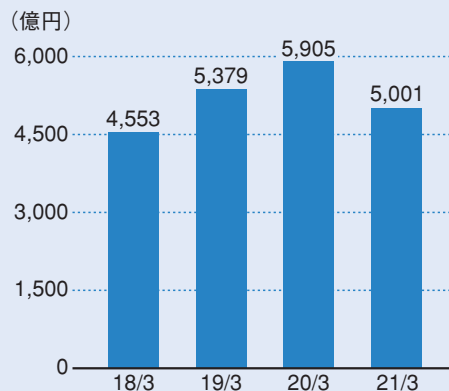
しかし、為替が円高で推移したことや世界的な株価下落により投信基準単価が全般に大幅下落する過程で、販売額は減少傾向を辿りました。

この結果、MRFを除いた投資信託の取扱高は1,352億円（前期比40.1%減）となり、当期末の残高も、基準価

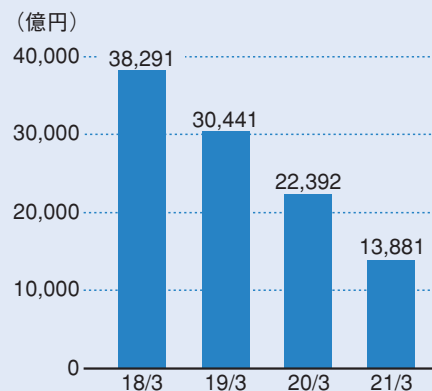
格下落の影響で5,001億円（同15.3%減）となりました。

また、受益証券受入手数料収入も59億75百万円（前期比26.9%減）に留まりました。

投資信託残高



オンライントレード 株式委託売買金額



【オンライントレード部門】

当期のオンライントレード部門は、株券電子化をご理解いただくためのコンテンツ作成や、メールによる定期的な情報配信、お客様ニーズに応じた多様なセミナーの開催など、投資に対する考え方を提供することによりお客様との接点拡充を図り、マルサントレードの利用促進に努めました。

また、新規に口座開設されたお客様を対象にした株式手数料の優遇措置を引き続き実施し、顧客層の拡大を図りました。

しかし、株式市場低迷の影響により、株式委託売買金額は1兆3,881億円（前期比38.0%減）に留まりました。

【損益状況】

以上ご報告したような事業活動の結果、当期の当社グループの連結業績は、営業収益131億6百万円（前期比34.1%減）、経常損失20億84百万円（前期は36億92百

万円利益）、当期純損失23億63百万円（前期は16億58百万円の利益）となりました。

また、当社単体の業績は、営業収益131億4百万円（前期比34.1%減）、経常損失21億59百万円（前期は35億23百万円の利益）、当期純損失23億81百万円（前期は11億32百万円の利益）となりました。

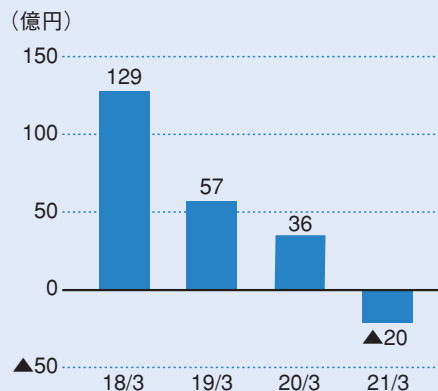
（2）設備投資の状況

システム関係を主体に総額1億69百万円の投資を実施しました。その主なものは、平成22年1月稼動予定の東証次世代システムへの対応と老朽化機器の更新等です。

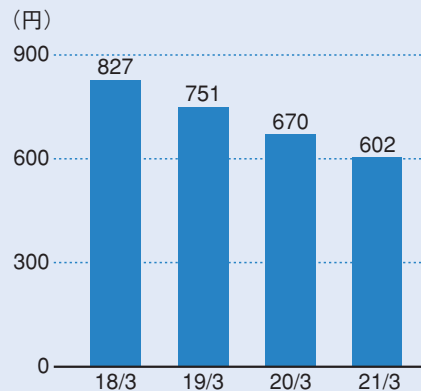
（3）資金調達状況

当期の資金調達につきましては、特に記載すべき事項はありません。

経常利益



1株当たり純資産額



(4) 財産および損益の状況

① 企業集団（当社グループ）の財産および損益の状況

区 分	第86期 (17.4.1～18.3.31)	第87期 (18.4.1～19.3.31)	第88期 (19.4.1～20.3.31)	第89期 (20.4.1～21.3.31) (当連結会計年度)
営 業 収 益	百万円 29,850	百万円 22,208	百万円 19,873	百万円 13,106
(うち受入手数料)	(24,993)	(17,604)	(16,974)	(11,250)
経常利益又は経常損失(▲)	12,996	5,748	3,692	▲2,084
当期純利益又は当期純損失(▲)	7,047	4,092	1,658	▲2,363
1株当たり当期純利益又は当期純損失(▲)	95円22銭	55円60銭	22円50銭	▲32円58銭
総 資 産	百万円 167,576	百万円 127,430	百万円 87,660	百万円 75,196
純 資 産	60,806	55,413	49,494	43,696
1株当たり純資産	827円04銭	751円61銭	670円28銭	602円69銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。
2. 第87期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

② 当社（単体）の財産および損益の状況

区 分	第86期 (17.4.1～18.3.31)	第87期 (18.4.1～19.3.31)	第88期 (19.4.1～20.3.31)	第89期 (20.4.1～21.3.31) (当事業年度)
営 業 収 益	百万円 29,849	百万円 22,216	百万円 19,873	百万円 13,104
(うち受入手数料)	(24,993)	(17,605)	(16,974)	(11,250)
経常利益又は経常損失(▲)	12,615	5,525	3,523	▲2,159
当期純利益又は当期純損失(▲)	7,766	3,963	1,132	▲2,381
1株当たり当期純利益又は当期純損失(▲)	105円00銭	53円86銭	15円35銭	▲32円82銭
総 資 産	百万円 166,987	百万円 127,133	百万円 87,053	百万円 74,655
純 資 産	60,570	55,057	48,618	42,814
1株当たり純資産	823円83銭	746円79銭	658円40銭	590円50銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。
2. 第87期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

(5) 対処すべき課題

証券市場を取り巻く環境は、世界的な金融危機や景気低迷の深刻化などから、先行き不透明感が払拭されず、引き続き厳しい経営環境が続くものと思われま

す。こうした状況の中で、当社グループが金融サービス業としてお客様からご支持を受け続けるためには、株式営業や募集営業における資産運用の提案力向上が重要であると考えております。

株式営業につきましては、長期的にはバリュー投資を行う絶好の機会が到来していると捉え、実体価値に比べて割安で魅力のある投資対象を見出し、その情報を投資家に提供することに全力をあげて取り組んでまいります。

募集営業につきましては、投資魅力の高いブラジルの国債等に投資する投資信託を中心に、引き続き定期分配型の外債投信の提案を継続してまいります。また、いち早く経済が底入れしつつある中国株に投資する投資信託にも新たに取り組み、お客様のポートフォリオ構築に必要な提案を継続し、営業基盤の拡大を図ってまいります。

加えて、全社をあげて経費削減に徹底的に取り組むことにより、低コスト経営を一層推進し、当社企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当社は10月に、関東財務局より「特定口座開設顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」となっていたことに対し行政処分を受け、11月に業務改善報告書を提出いたしました。当社グループといたしましては、こうした事態を真摯に受け止め、内部管理態勢および法令遵守態勢の強化を図ってまいりますので、株主の皆様におかれましては一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、当社および子会社4社より構成されており、主たる事業は、有価証券を中核商品とする投資・金融サービス業であります。

投資・金融サービス業の具体的な業務として、有価証券の売買および売買等の委託の媒介、有価証券の引受および売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、その他の金融商品取引業を営んでおります。

当社子会社の丸三土地建物株式会社は営業店舗用土地・建物の賃貸業を、丸三ファイナンス株式会社は投融資業及び保険業務を、丸三エンジニアリング株式会社はコンサルティング業を、株式会社エムエスシーはコンピュータ関連事業を営んでおります。

(7) 主要な営業所の状況 (平成21年3月31日現在)

当 社

① 本 店 東京都中央区日本橋二丁目5番2号

② 支 店 26店

区 分	支 店 数	支 店 名
東北・北陸	3店	会津、新潟、高田
関東	5	今市、太田、伊勢崎、館林、沼田
都内・首都圏	8	新宿、池袋、三ノ輪、千葉、野田、高津、横浜、秩父
中部	2	名古屋、一宮
近畿	3	京都、大阪、川西
中国	3	岡山、広島、呉
九州	2	北九州、福岡

③ 通信取引 通信販売部コールセンター

(注) 子会社の会社名及び所在地は、(9)重要な子会社の状況に記載しております。

(8) 従業員の状況 (平成21年3月31日現在)

① 企業集団 (当社グループ) の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,061名	43名増	34歳2ヵ月	10年10ヵ月

(注) 1. 平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

2. 従業員数には、執行役員11名、歩合外務員54名、投信債券歩合外務員27名は含まれておりません。

② 当社 (単体) の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,046名	44名増	34歳1ヵ月	10年10ヵ月

(注) 1. 平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

2. 従業員数には、執行役員11名、歩合外務員54名、投信債券歩合外務員27名は含まれておりません。

(9) 重要な子会社の状況 (平成21年3月31日現在)

子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率
丸三土地建物株式会社	東京都中央区	10 百万円	100.0 %
丸三ファイナンス株式会社	東京都中央区	74	98.1
丸三エンジニアリング株式会社	東京都中央区	50	5.0
株式会社エムエスシー	東京都中央区	40	5.0

(注) 1. 上記子会社4社のすべてが連結されております。

2. 当社の上記子会社4社に対する議決権所有割合は、すべて100.0%であります。

3. 上記子会社の主要な事業内容は、1. (6)「主要な事業内容」に記載しております。

(10) 主要な借入先および借入金額の状況 (平成21年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入金額
株式会社みずほコーポレート銀行	短期借入金	950 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	短期借入金	800
三菱UFJ信託銀行株式会社	短期借入金	550
日本生命保険相互会社	短期借入金	500
株式会社三井住友銀行	短期借入金	450
日本証券金融株式会社	短期借入金 信用取引借入金	500 474

2. 株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 75,282,940株
(うち自己株式2,920,377株)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 30,730名
(前期末比2,672名減少)
(単元株主数29,410名)

- (5) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主
該当事項はありません。

(6) 主な株主の状況（上位10名）（平成21年3月31日現在）

株主名	持株数	出資比率
1 日本生命保険相互会社	5,811,685 株	8.03 %
2 財団法人長尾自然環境財団	4,746,262	6.56
3 三菱UFJ信託銀行株式会社	3,365,008	4.65
4 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	2,800,000	3.87
5 シービーエヌワイナショナルファイナンシャルサービシスエルエルシー	2,607,667	3.60
6 ビービーエイチフォーバリアブルインシュランスプロダクツエフデイズ リーエムアイデイー	2,186,325	3.02
7 株式会社みずほコーポレート銀行	2,000,000	2.76
8 株式会社三菱東京UFJ銀行	1,932,595	2.67
9 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,457,800	2.01
10 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,034,900	1.43

- (注) 1. 当社は自己株式として2,920千株を保有しておりますが、上記主な株主の状況に記載する大株主から除外しております。
2. 出資比率の算出は、発行済株式から自己株式を除いております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年3月31日現在）

名 称	第 4 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
新株予約権の発行日	平成17年7月27日	平成18年7月18日	平成19年8月1日
保有人数 当社取締役	1名	1名	1名
新株予約権の総数	10個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数 1,000株）	400個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株）	200個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株）
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的である株式の数	10,000株	40,000株	20,000株
新株予約権の発行価額または新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否	無償	金銭を払い込むことを要しない	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり767円	1株当たり1,699円	1株当たり1,387円
新株予約権の権利行使期間	平成19年6月29日から 平成23年6月28日まで	平成20年6月28日から 平成28年6月27日まで	平成21年7月14日から 平成29年7月13日まで
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。		
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。		

(2) 当期中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 7 回 新 株 予 約 権
新株予約権の発行日	平成20年8月12日
交付時の人数 当社従業員	168名
新株予約権の総数	2,830個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株）
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的である株式の数	283,000株
新株予約権と引換えに 金銭を払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり699円
新株予約権の権利行使期間	平成22年7月29日から 平成30年7月28日まで
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、 当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の 地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、 無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成21年3月31日現在）

氏名	地位	担当
長尾 榮次郎	取締役社長 (代表取締役)	
清水 俊文	取締役副社長 (代表取締役)	内部管理統括責任者、監理本部長
水野 善四郎	専務取締役	エクイティ本部長、調査部管掌、ディーリング部担当
西澤 益男	取締役	
中野 茂	取締役	法人本部長、債券部長
高橋 耕司	取締役	人事部・総務部・労務担当、企画部長
小林 守	取締役	大阪支店長
中久保 慎一	常勤監査役	
片桐 正雄	常勤監査役	
小久保 恒哉	常勤監査役	
築地原 和夫	監査役	

- (注) 1. 取締役 西澤益男氏は社外取締役であります。
 2. 取締役 中野茂氏、取締役 高橋耕司氏および取締役 小林守氏は常務執行役員を兼任しております。
 3. 常勤監査役 中久保慎一氏および常勤監査役 片桐正雄氏は社外監査役であります。
 4. 取締役 小林守氏の担当は、平成21年4月1日付の異動に伴い、営業本部長、証券貯蓄部長、投資営業部長、投資信託部長となっております。
 5. 取締役副社長 清水俊文氏の担当は、平成21年4月15日付の異動に伴い、内部管理統括責任者となっております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任時の担当および他の法人の兼職状況	退任日	理由
智田 農	内部管理統括責任者、監理本部長 丸三エンジニアリング株式会社取締役 株式会社エムエスシー取締役	平成20年4月28日	辞任

(3) 取締役および監査役の他の法人等の代表役員状況、兼職状況

地 位	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容
取締役	高 橋 耕 司	丸三土地建物株式会社 丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社 株式会社エムエスシー	代表取締役 取締役 取締役 取締役
監査役	中 久 保 慎 一	丸三ファイナンス株式会社 丸三土地建物株式会社 丸三エンジニアリング株式会社 株式会社エムエスシー	監査役 監査役 監査役 監査役
監査役	片 桐 正 雄	丸三ファイナンス株式会社 丸三土地建物株式会社 丸三エンジニアリング株式会社 株式会社エムエスシー	監査役 監査役 監査役 監査役
監査役	小 久 保 恒 哉	丸三ファイナンス株式会社 丸三土地建物株式会社 丸三エンジニアリング株式会社 株式会社エムエスシー	監査役 監査役 監査役 監査役

(4) 執行役員の氏名等（平成21年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当
中 野 茂	常務執行役員	(前掲)
高 橋 耕 司	常務執行役員	(前掲)
小 林 守	常務執行役員	(前掲)
原 田 哲 也	執行役員	調査部長
當 麻 多 才 治	執行役員	通信販売部担当
山 崎 昇	執行役員	財務部長、証券管理部長
小 祝 寿 彦	執行役員	エクイティ部長、エクイティ業務部長
田 中 明 彦	執行役員	引受本部長
相 馬 和 男	執行役員	監理本部副本部長、監理部長
山 崎 弘 義	執行役員	営業本部長、西部地区担当、証券貯蓄部長、投資営業部長、投資信託部長
関 修 自	執行役員	システム本部長、システム部長

(注) 1. 執行役員 山崎弘義氏の担当は、平成21年4月1日付の異動に伴い、営業本部副本部長、西部地区担当となっております。

2. 平成21年4月1日付の異動に伴い、大庭智氏が新たに執行役員に就任し、大阪支店長を担当しております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
	名	百万円
取 締 役	8	119
監 査 役	4	32
合 計	12	151

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役4名に支払った使用人分給与61百万円は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬等の額には、ストックオプションによる報酬として費用処理した額6百万円が含まれております。
 3. 取締役の報酬等の額には社外取締役1名、監査役の報酬等の額には社外監査役2名の報酬が含まれております。
 4. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額および注1の使用人分給与には、平成20年4月28日付で辞任した取締役 智田農氏の報酬および給与（平成20年4月1日から4月28日に係る額）が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	西 澤 益 男	当期開催の取締役会24回のうち23回に出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）に係る特別委員会の委員、取締役会の諮問機関である執行役員の報酬委員会の委員として活動しております。
監 査 役	中久保 慎 一	当期開催の取締役会24回のうち23回に出席し、また、監査役会15回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っています。また、当社子会社の監査役を兼任しております。
監 査 役	片 桐 正 雄	当期開催の取締役会24回の全てに出席し、また監査役会15回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っています。また、当社子会社の監査役を兼任しております。

② 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 額
	名	百万円
社外役員の報酬等の額	3	39

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務を委託し対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が監査業務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づいて実施すべき内部統制システムの構築について、下記の如く基本方針を定め、その実現、整備に努めることにより、適法かつ効率的な業務体制を確保するものとし、

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制（会社法第362条第4項第6号、同施行規則第100条第1項第4号）

- ① 役職員の職務の執行が金融商品取引法その他法令諸規則及び社内規程に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、「コンプライアンス原則」を定め、全役職員に周知徹底する。
- ② 監理本部をコンプライアンス担当部門とし、社内研修を実施し、役職員の意識を高め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。
- ③ 監理本部内部監査部は、内部統制全般の有効性・妥当性について監査を実施し、その結果を代表取締役、社外取締役および監査役へ報告する。
- ④ 代表取締役、社外取締役、監査役等に直接報告できる通報制度を設けるとともに、従業員には「就業規則」により、法令や社内規則に反する行為を知り得た者は、その事実を報告する義務を課し、社内の不正を早期発見、是正することにより公正な企業風土を構築する。
- ⑤ 市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の取引を行わないことを「コンプライアン

ス原則」において宣言している。

- ⑥ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、全役職員に周知徹底し、財務報告に係る内部統制の構築を継続的に推進してその向上を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会、執行役員会及び経営会議の各議事録、稟議書、重要な契約書等については、社内規程に基づき適切に管理保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① 株式市場の変動をはじめとする市場リスクについては、「リスク管理規程」に従い、財務部においてリスク管理を行い、代表取締役にその管理状況を報告する。
- ② 情報漏えいリスクについては、「セキュリティポリシー」及び「プライバシーポリシー」を宣言し、監理本部は「個人情報保護に関する基本規程」

を作成して、社内各部署に配置された情報セキュリティ管理者を統括し、情報漏えいの未然防止に努める。

- ③ システム障害のリスクについてはシステム部において「コンピューターシステムに係るコンティンジェンシープラン」を作成し、障害の未然防止、障害発生時の影響の極小化、障害からの迅速な復旧に努める。
- ④ 株式等の誤発注に係るリスクについては、「有価証券等の注文管理体制規程」及びシステムチェックにより、それぞれの発注部署において防止に努める。
- ⑤ 各部門は、それぞれの業務に関する潜在的なリスクの把握とその未然防止に努める。
- ⑥ 監理本部は、各部門のリスク管理の推進とそのリスク管理状況のチェックを行い、代表取締役へ報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会の簡素化と業務執行の責任の明確化を図る。
- ② 取締役は、業務執行状況の報告を行う執行役員会及び重要な案件の審議を行う経営会議において、取締役間及び執行役員との情報の共有化・議論の深化を図り、意思決定の迅速化に努める。

- ③ ストックオプションの実施により、業績向上、企業価値向上に対する意識の強化を図る。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社グループの業務の適正を確保するため、「関係会社管理規則」に基づき、関係会社毎に担当部署を定め、適切に管理する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

監査役が設置を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

監査役が設置を求めた場合に、設置した当該使用人についての人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその

事実を監査役に報告する。

- ② 内部監査の結果については、監査役へ報告し、監査役から依頼があるときは、その依頼に基づき内部監査を実施する。
- ③ 執行役員会、経営会議、部店長会議、検査報告会をはじめ社内の重要な会議に、監査役が出席できる体制を確保する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- ① 代表取締役は、全役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。
- ② 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。
- ③ 内部監査部門は、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。

近年、会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券の大規模な買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあり、対象会社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

将来、当社が、このような買収の対象となった場合に

は、当社に親会社等の支配株主が存在しないこと、安定株主が少ないこと等諸般の事情を考慮すると、当社株主の皆様、十分な情報や時間が提供されないままに大規模買付行為が実施され、結果として、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益が毀損されることとなる可能性を否定できないものと考えられます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化に資する方針です。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は平成20年6月25日開催の定時株主総会の承認により「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」（以下、本対応方針といいます。）を導入しました。

本対応方針の具体的な内容は、当社の平成20年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」（40頁から61頁参照）にて公表しておりますが、概要は以下の通りです。

当社は、本対応方針導入の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行うこととしています。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社が定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると思われる事情が存すると判断する場合には、新株予約権の無償割当てを決議することとします。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件及び取得条項を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず社外有識者により構成されている特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重するものとし、また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととします。

(3) 当社取締役会の判断及び理由

イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的として導入されたものです。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社は新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

ロ) 本対応方針が当社株主の皆様共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)に記載の通り、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的としたものであり、平成20年6月25日に開催された当社定時株主総会で承認されて導入したものです。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は当社株主の皆様共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様意思を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問

を経なければ新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

連結貸借対照表

平成21年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当連結 会計年度 (平成21年3月31日)	前連結 会計年度 (平成20年3月31日)	前連結 会計年度比 増 減 (△)
●資産の部			
流動資産	65,723	74,777	△ 9,054
現金・預金	23,614	6,976	16,638
預託金	16,040	19,268	△ 3,227
顧客分別金信託	15,939	19,167	△ 3,227
その他の預託金	101	101	—
トレーディング商品	1,971	1,437	534
商品有価証券等	1,971	1,436	534
デリバティブ取引	0	0	△ 0
約定見返勘定	138	36	102
信用取引資産	12,218	37,998	△ 25,779
信用取引貸付金	11,017	37,653	△ 26,636
信用取引借証券担保金	1,201	344	856
立替金	46	71	△ 25
募集等払込金	1,923	2,387	△ 463
短期貸付金	11,801	7,799	4,001
未収収益	843	1,257	△ 413
その他の有価証券	105	140	△ 35
繰延税金資産	1	445	△ 443
その他流動資産	130	109	20
貸倒引当金	△ 3,113	△ 3,151	37
固定資産	9,473	12,882	△ 3,408
有形固定資産	2,812	3,209	△ 396
建物	584	629	△ 45
器具備品	709	1,059	△ 349
土地	1,518	1,519	△ 1
無形固定資産	493	706	△ 213
ソフトウェア	473	685	△ 211
電話加入権	20	21	△ 1
投資その他の資産	6,167	8,966	△ 2,798
投資有価証券	5,078	7,906	△ 2,828
長期貸付金	0	1	△ 0
長期差入保証金	825	834	△ 8
長期前払費用	15	17	△ 1
その他	246	206	40
資産合計	75,196	87,660	△ 12,463

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当連結 会計年度 (平成21年3月31日)	前連結 会計年度 (平成20年3月31日)	前連結 会計年度比 増 減 (△)
●負債の部			
流動負債	28,550	33,843	△ 5,292
信用取引負債	3,752	3,919	△ 167
信用取引借入金	706	1,872	△ 1,165
信用取引貸証券受入金	3,045	2,047	998
預り金	9,313	9,611	△ 298
受入保証金	10,279	14,121	△ 3,842
短期借入金	3,970	3,970	—
未払法人税等	84	632	△ 548
賞与引当金	561	821	△ 260
役員賞与引当金	—	20	△ 20
その他流動負債	590	746	△ 156
固定負債	2,591	3,510	△ 919
繰延税金負債	694	1,442	△ 747
退職給付引当金	1,402	1,547	△ 145
長期未払金	229	239	△ 10
その他固定負債	264	281	△ 17
引当金	358	811	△ 453
証券取引責任準備金	—	811	△ 811
金融商品取引責任準備金	358	—	358
負債合計	31,500	38,165	△ 6,665
●純資産の部			
株主資本	42,936	47,052	△ 4,116
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	3,693	3,695	△ 1
利益剰余金	31,152	34,246	△ 3,094
自己株式	△ 1,910	△ 889	△ 1,020
評価・換算差額等	675	2,394	△ 1,718
その他有価証券評価差額金	675	2,394	△ 1,718
新株予約権	84	47	36
純資産合計	43,696	49,494	△ 5,798
負債・純資産合計	75,196	87,660	△ 12,463

単位：百万円

科 目	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計 年度比 (%)
営業収益	13,106	19,873	65.9
受入手数料	11,250	16,974	66.3
トレーディング損益	1,003	1,354	74.1
その他有価証券売買損益	1	—	—
金融収益	850	1,543	55.1
金融費用	249	334	74.6
純営業収益	12,857	19,539	65.8
販売費・一般管理費	15,311	16,218	94.4
営業利益又は営業損失 (△)	△ 2,454	3,320	—
営業外収益	417	392	106.4
営業外費用	47	20	233.4
経常利益又は経常損失 (△)	△ 2,084	3,692	—
特別利益	513	16	—
金融商品取引責任準備金戻入	453	—	—
投資有価証券売却益	51	0	—
貸倒引当金戻入額	0	—	—
前期損益修正益	—	8	—
固定資産売却益	—	1	—
その他	8	6	133.0
特別損失	288	360	80.1
有価証券評価減	270	260	103.8
固定資産売却損	16	16	101.5
減損損失	1	—	—
前期損益修正損	—	40	—
証券取引責任準備金繰入れ	—	37	—
投資有価証券売却損	—	4	—
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△ 1,860	3,348	—
法人税、住民税及び事業税	64	1,377	4.7
過年度法人税等	—	218	—
法人税等調整額	439	94	464.5
当期純利益又は当期純損失 (△)	△ 2,363	1,658	—

連結注記表

連結計算書類は「会社計算規則」の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（平成20年12月12日日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 丸三土地建物株式会社 丸三ファイナンス株式会社
丸三エンジニアリング株式会社 株式会社エムエス
シー

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

④トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと自己の計算に基づき利益を確保することを目的としております。取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債証券等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

⑤トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

(1)その他有価証券

④時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

⑥時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、平成10年4

月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、連結会計年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物8～47年、器具・備品4～8年であります。

②無形固定資産及び長期前払費用…定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

①貸倒引当金…貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金…従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

③役員賞与引当金…役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

④退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異（635百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。また、数値計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤金融商品取引責任準備金…証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

(追加情報)

当社は従来、旧「証券取引法」第51条の規定に基づき、証券取引責任準備金を計上しておりました。当連結会計年度より、この責任準備金について、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出した額を金融商品取引責任準備金として計上しております。

また、従来特別利益に計上しておりました証券取引責任準備金戻入は、当連結会計年度より、金融商品取引責任準備金戻入として、特別利益に計上しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比べ、税金等調整前当期純損失が122百万円減少しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(5) 重要な会計方針の変更

①リース取引に関する会計基準等

当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、これによる損益に与える影響はありません。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

〔連結貸借対照表等に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に関する債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	685百万円
投資有価証券	4,206百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,970百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	6,164百万円
--	----------

3. 保証債務

従業員の住宅資金借入金	0百万円
-------------	------

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	75,282,940株
------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	368	5	平成20年3月31日	平成20年6月26日
平成20年9月12日 取締役会	普通株式	361	5	平成20年9月30日	平成20年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	180	2.5	平成21年 3月31日	平成21年 6月25日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式	215,500株
------	----------

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	602円69銭
1株当たり当期純損失	32円58銭

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
賞与引当金	228百万円
未払事業税	19
その他	65
繰延税金資産小計	314
評価性引当額	△ 312
繰延税金資産合計	1

(2) 固定資産

繰延税金資産	
投資有価証券評価減	1,287
繰越欠損金	1,023
退職給付引当金	584
無形固定資産償却超過額	397

固定資産評価減	166
金融商品取引責任準備金	145
その他	260
繰延税金資産小計	3,866
評価性引当額	△ 3,866
繰延税金資産合計	—

(3) 固定負債

繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	379
固定資産圧縮積立金	315
繰延税金負債合計	694

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別

の内訳

法定実効税率	40.69%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△ 4.67
住民税均等割	△ 1.98
評価性引当額の増加	△ 64.52
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.14
その他	1.27
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 27.07

〔その他の注記〕

1. 退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、退職一時金制度については、昭和48年から適格退職年金制度への移行を段階的に行い、昭和64年より90%相当分を移行しております。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）

①退職給付債務	△ 4,956百万円
②年金資産	2,545
③未積立退職給付債務	△ 2,410
④会計基準変更時差異の未処理額	254
⑤未認識数理計算上の差異	754
⑥退職給付引当金	△ 1,402

(3) 退職給付費用に関する事項（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

①勤務費用	339百万円
②利息費用	69
③会計基準変更時差異の費用処理額	42

④数理計算上の差異の費用処理額	△ 214
⑤退職給付費用	237

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②割引率	1.5%
③期待運用収益率	0.0%
④数理計算上の差異の処理年数	5年（各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。）
⑤会計基準変更時差異の処理年数	15年

2. 減損会計に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	資産の種類	金 額
静岡県伊豆市	遊休資産	土地	1百万円

当社グループは、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最低単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。グルーピングの単位である各部店単位では減損の兆候はありませんでしたが、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1百万円）として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、土地1百万円であります。

なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価を適用しております。

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	本 多 潤 一 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸三証券株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載されている期中の行政処分に関しては、関東財務局宛に提出された業務改善報告書に従い、再発防止に向けた改善策が履行されていることを認めます。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月14日

丸三証券株式会社 監査役会

常勤監査役 中久保 慎 一 ㊞

常勤監査役 片 桐 正 雄 ㊞

常勤監査役 小久保 恒 哉 ㊞

監 査 役 築地原 和 夫 ㊞

(注) 常勤監査役中久保慎一及び常勤監査役片桐正雄は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

平成21年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (平成21年3月31日)	前事業年度 (平成20年3月31日)	前事業年度比 増減(△)
●資産の部			
流動資産	65,595	74,615	△ 9,020
現金・預金	23,605	6,963	16,641
預託金	16,040	19,268	△ 3,227
顧客分別金信託	15,939	19,167	△ 3,227
その他の預託金	101	101	—
トレーディング商品	1,971	1,437	534
商品有価証券等	1,971	1,436	534
デリバティブ取引	0	0	△ 0
約定見返勘定	138	36	102
信用取引資産	12,218	37,998	△ 25,779
信用取引貸付金	11,017	37,653	△ 26,636
信用取引借証券担保金	1,201	344	856
立替金	46	71	△ 25
募集等払込金	1,923	2,387	△ 463
短期貸付金	9,003	5,004	3,999
未収収益	553	967	△ 414
繰延税金資産	—	442	△ 442
その他流動資産	126	108	17
貸倒引当金	△ 31	△ 69	37
固定資産	9,059	12,437	△ 3,378
有形固定資産	1,642	2,025	△ 383
建物	260	292	△ 32
器具備品	709	1,059	△ 349
土地	672	673	△ 1
無形固定資産	493	706	△ 213
ソフトウェア	473	685	△ 211
電話加入権	19	21	△ 1
投資その他の資産	6,923	9,705	△ 2,782
投資有価証券	5,059	7,870	△ 2,811
関係会社株式	638	638	—
長期貸付金	0	1	△ 0
長期差入保証金	962	971	△ 8
長期前払費用	15	17	△ 1
その他	246	206	40
資産合計	74,655	87,053	△ 12,398

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (平成21年3月31日)	前事業年度 (平成20年3月31日)	前事業年度比 増減(△)
●負債の部			
流動負債	29,251	34,482	△ 5,231
信用取引負債	3,752	3,919	△ 167
信用取引借入金	706	1,872	△ 1,165
信用取引貸証券受入金	3,045	2,047	998
預り金	9,310	9,607	△ 297
受入保証金	10,279	14,121	△ 3,842
短期借入金	4,697	4,650	47
未払法人税等	71	607	△ 536
賞与引当金	560	820	△ 260
役員賞与引当金	—	20	△ 20
その他流動負債	581	736	△ 154
固定負債	2,230	3,140	△ 909
繰延税金負債	375	1,112	△ 737
退職給付引当金	1,401	1,546	△ 145
長期未払金	215	225	△ 10
その他の固定負債	238	255	△ 16
引当金	358	811	△ 453
証券取引責任準備金	—	811	△ 811
金融商品取引責任準備金	358	—	358
負債合計	31,840	38,434	△ 6,593
●純資産の部			
株主資本	42,055	46,189	△ 4,134
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	3,693	3,695	△ 1
資本準備金	3,590	3,590	—
その他資本剰余金	103	104	△ 1
利益剰余金	30,272	33,384	△ 3,112
利益準備金	1,909	1,909	—
その他利益剰余金	28,363	31,475	△ 3,112
別途積立金	30,744	30,338	406
繰越利益剰余金	△ 2,381	1,136	△ 3,518
自己株式	△ 1,910	△ 889	△ 1,020
評価・換算差額等	674	2,381	△ 1,707
その他有価証券評価差額金	674	2,381	△ 1,707
新株予約権	84	47	36
純資産合計	42,814	48,618	△ 5,804
負債・純資産合計	74,655	87,053	△ 12,398

単位：百万円

科 目	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	前 事 業 年 度 比 (%)
営業収益	13,104	19,873	65.9
受入手数料	11,250	16,974	66.3
トレーディング損益	1,003	1,354	74.1
金融収益	850	1,543	55.1
金融費用	256	340	75.3
純営業収益	12,848	19,532	65.8
販売費・一般管理費	15,368	16,366	93.9
取引関係費	1,576	1,669	94.4
人件費	7,916	8,339	94.9
不動産関係費	2,235	2,231	100.2
事務費	1,651	1,742	94.8
減価償却費	760	1,078	70.6
租税公課	121	158	76.3
貸倒引当金繰入額	—	69	—
その他	1,105	1,077	102.6
営業利益又は営業損失(△)	△ 2,520	3,165	—
営業外収益	408	378	107.9
営業外費用	47	20	233.3
経常利益又は経常損失(△)	△ 2,159	3,523	—
特別利益	513	16	—
金融商品取引責任準備金戻入	453	—	—
投資有価証券売却益	51	0	—
貸倒引当金戻入額	0	—	—
前期損益修正益	—	8	—
固定資産売却益	—	1	—
その他	8	6	133.0
特別損失	257	784	32.8
有価証券評価減	239	685	35.0
固定資産売却損	16	15	104.8
減損損失	1	—	—
前期損益修正損	—	40	—
証券取引責任準備金繰入れ	—	37	—
投資有価証券売却損	—	4	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 1,902	2,756	—
法人税、住民税及び事業税	36	1,310	2.8
過年度法人税等	—	217	—
法人税等調整額	442	96	459.7
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 2,381	1,132	—

株主資本等変動計算書

単位：百万円

	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10,000	10,000
当期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	3,590	3,590
当期末残高	3,590	3,590
その他資本剰余金		
前期末残高	104	91
当期変動額		
自己株式の処分	△ 1	13
当期変動額合計	△ 1	13
当期末残高	103	104
資本剰余金合計		
前期末残高	3,695	3,682
当期変動額		
自己株式の処分	△ 1	13
当期変動額合計	△ 1	13
当期末残高	3,693	3,695
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	1,909	1,909
当期末残高	1,909	1,909
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	—	4
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	—	△ 4
当期変動額合計	—	△ 4
当期末残高	—	—
別途積立金		
前期末残高	30,338	31,522
当期変動額		
別途積立金の取崩	△ 361	△ 1,184
別途積立金の積立	768	—
当期変動額合計	406	△ 1,184
当期末残高	30,744	30,338
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,136	3,975
当期変動額		
剰余金の配当	△ 730	△ 5,159
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 2,381	1,132
特別償却準備金の取崩	—	4
別途積立金の取崩	361	1,184
別途積立金の積立	△ 768	—
当期変動額合計	△ 3,518	△ 2,838
当期末残高	△ 2,381	1,136
利益剰余金合計		
前期末残高	33,384	37,411
当期変動額		
剰余金の配当	△ 730	△ 5,159
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 2,381	1,132
特別償却準備金の取崩	—	—
別途積立金の取崩	—	—
別途積立金の積立	—	—
当期変動額合計	△ 3,112	△ 4,027
当期末残高	30,272	33,384

	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
自己株式		
前期末残高	△ 889	△ 927
当期変動額		
自己株式の取得	△ 1,024	△ 6
自己株式の処分	4	43
当期変動額合計	△ 1,020	37
当期末残高	△ 1,910	△ 889
株主資本合計		
前期末残高	46,189	50,166
当期変動額		
剰余金の配当	△ 730	△ 5,159
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 2,381	1,132
自己株式の取得	△ 1,024	△ 6
自己株式の処分	2	57
当期変動額合計	△ 4,134	△ 3,976
当期末残高	42,055	46,189
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	2,381	4,872
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,707	△ 2,491
当期変動額合計	△ 1,707	△ 2,491
当期末残高	674	2,381
評価・換算差額等合計		
前期末残高	2,381	4,872
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,707	△ 2,491
当期変動額合計	△ 1,707	△ 2,491
当期末残高	674	2,381
新株予約権		
前期末残高	47	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36	29
当期変動額合計	36	29
当期末残高	84	47
純資産合計		
前期末残高	48,618	55,057
当期変動額		
剰余金の配当	△ 730	△ 5,159
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 2,381	1,132
自己株式の取得	△ 1,024	△ 6
自己株式の処分	2	57
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,670	△ 2,462
当期変動額合計	△ 5,804	△ 6,438
当期末残高	42,814	48,618

個別注記表

計算書類は「会社計算規則」の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(平成20年12月12日日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券)及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと自己の計算に基づき利益を確保することを目的としております。取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債証券等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

② トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

a 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております(売却原価は移動平均法により算定しております)。

b 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、平成10年4

月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。また取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物8~47年、器具・備品4~8年であります。

(2) 無形固定資産及び長期前払費用…定額法を採用しております。

3. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金…貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般

債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金…従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金…役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異(635百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 金融商品取引責任準備金…証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

(追加情報)

当社は従来、旧「証券取引法」第51条の規定に基づき、証券取引責任準備金を計上しておりました。当事業年度より、この責任準備金について、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出した額を金融商品取引責任準備金として計上しております。

また、従来特別利益に計上しておりました証券取引責任準備金戻入は、当事業年度より、金融商品取引責任準備金戻入として、特別利益に計上しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比べ、税引前当期純損失が122百万円減少しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

5. 重要な会計方針の変更

リース取引に関する会計基準等

当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、これによる損益に与える影響はありません。

〔貸借対照表等に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	480百万円
投資有価証券	4,206百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,970百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,887百万円

3. 保証債務

従業員の住宅資金借入金	0百万円
-------------	------

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	136百万円
短期金銭債務	727百万円
長期金銭債務	2百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

関係会社への営業費用	258百万円
------------	--------

関係会社との営業取引以外の取引高	54百万円
------------------	-------

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,920,377株
------	------------

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産

賞与引当金	227百万円
未払事業税	18
その他	65
繰延税金資産小計	312
評価性引当額	△ 312
繰延税金資産合計	—

(2) 固定資産

繰延税金資産

投資有価証券評価減	1,046
繰越欠損金	1,011
退職給付引当金	584
無形固定資産償却超過額	397
固定資産評価減	166
金融商品取引責任準備金	145
その他	245
繰延税金資産小計	3,599
評価性引当額	△ 3,599
繰延税金資産合計	—

(3) 固定負債

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	375
繰延税金負債合計	375

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	40.69%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△ 4.57
住民税均等割	△ 1.90
評価性引当額の増加	△ 62.53
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.07
その他	1.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 25.15

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、株価通報表示装置等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なおリース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
器具・備品	10	7	2

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	2百万円
1年超	0百万円
合計	3百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2百万円
減価償却費相当額	2百万円
支払利息相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

関連当事者との取引におきまして、開示すべき重要な取引はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	590円50銭
1株当たり当期純損失	32円82銭

〔その他の注記〕

1. 退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、退職一時金制度については、昭和48年から適格退職年金制度への移行を段階的に行い、昭和64年より90%相当分を移行しております。

(2) 退職給付債務に関する事項 (平成21年3月31日現在)

①退職給付債務	△ 4,955百万円
②年金資産	2,545
③未積立退職給付債務	△ 2,410
④会計基準変更時差異の未処理額	254
⑤未認識数理計算上の差異	754
⑥退職給付引当金	△ 1,401

(3) 退職給付費用に関する事項 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

①勤務費用	339百万円
-------	--------

②利息費用 69

③会計基準変更時差異の費用処理額 42

④数理計算上の差異の費用処理額 △ 214

⑤退職給付費用 236

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準

②割引率 1.5%

③期待運用収益率 0.0%

④数理計算上の差異の処理年数 5年(各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。)

⑤会計基準変更時差異の処理年数 15年

2. 減損会計に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	資産の種類	金 額
静岡県伊豆市	遊休資産	土地	1百万円

当社は、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最低単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

グルーピングの単位である各部店単位では減損の兆候はありませんでしたが、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1百万円)として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、土地1百万円であります。

なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価を適用しております。

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	本 多 潤 一 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸三証券株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(連結計算書類参考資料)

単位：百万円

区 分	当連結会計年度	前連結会計年度
	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△ 1,860	3,348
減価償却費	782	1,117
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 37	66
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 145	△ 330
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	—	△ 205
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 260	△ 70
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 20	△ 10
金融商品取引責任準備金の増減額(△は減少)	△ 453	37
受取利息及び受取配当金	△ 1,128	△ 1,790
支払利息	249	334
固定資産売却損益(△は益)	18	14
投資有価証券売却及び評価損益(△は益)	251	280
顧客分別金信託の増減額(△は増加)	3,227	8,655
貸付金の増減額(△は増加)	△ 4,001	△ 4,991
立替金及び預り金の増減額	△ 272	△ 6,476
トレーディング商品の増減額	△ 636	899
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	25,612	4,406
受入保証金の増減額(△は減少)	△ 3,842	△ 1,368
その他	711	1,243
小計	18,194	5,162
利息及び配当金の受取額	1,240	1,790
利息の支払額	△ 248	△ 334
法人税等の支払額	△ 599	△ 2,488
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,587	4,130
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△ 29	△ 168
投資有価証券の売却による収入	170	4
固定資産の取得による支出	△ 250	△ 315
その他	—	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 108	△ 477
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	—	△ 100
自己株式の取得による支出	△ 1,024	△ 6
自己株式の売却による収入	2	57
配当金の支払額	△ 733	△ 5,159
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,755	△ 5,208
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 84	△ 79
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	16,638	△ 1,634
現金及び現金同等物の期首残高	6,976	8,611
現金及び現金同等物の期末残高	23,614	6,976

平成20年5月15日

各 位

会社名 丸三証券株式会社
住所 東京都中央区日本橋2-5-2
代表者名 取締役社長 長尾 榮次郎
(コード番号：8613 東証、大証第一部)
問合せ先 企画部長 山崎 昇
TEL 03-3273-4973

濫用的企業買収に対する対応方針（買収防衛策）の導入について

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、平成18年5月29日付プレスリリース「濫用的企業買収に対する対応方針（買収防衛策）の導入について」で公表いたしました、買収防衛策（以下「旧防衛策」といいます。）につき、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）の改正等を踏まえ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を考慮し、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化のため、当社に最も適した買収防衛策を導入すべく、平成20年6月25日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、当社株主の皆様のご承認を得ることを条件に、下記のとおり、当社株券等¹の大規模買付行為（下記に定義されます。）に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしました。なお、当該取締役会には社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、本対応方針につき一切異議はありませんでした。

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、旧防衛策は、本対応方針の効力が生じた時点で自動的に廃止されるものとします。

また、本対応方針において、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ²の議決権割合³を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）を意味し、「大規模買付行為者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

1 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本議案において特段の断りがない限り、以下同じです。

2 特定株主グループとは、①当社の株券等の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、③上記①又は②の者の関係者（①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。）を意味します。本議案において特段の断りがない限り、以下同じです。

3 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。本議案において特段の断りがない限り、以下同じです。

本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。平成20年3月31日現在の株主の状況は、別紙Ⅰのとおりです。

なお、法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとしします。

旧防衛策から見直した主な内容の概要は以下のとおりです。

- (1) 当社取締役会は、特別委員会の勧告を受けて、大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合等において、株主総会を招集し、対抗措置を発動する旨の議案を上程して、株主の皆様のご意思を確認させていただくこととしました。
- (2) 大規模買付行為に該当するか否かの基準を15%から20%に変更いたしました。
- (3) 本対応方針の有効期間を、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたときから2年間としていたものを、3年間（平成23年6月開催予定の定時株主総会終結のときまで）といたしました。
- (4) 対抗措置として大規模買付行為者が行使できない旨の行使条件が付された新株予約権が割り当てられた場合であっても、大規模買付行為者が、所定の手続に則り市場においてその所有する当社株式を売却したときは、売却した株式数に相当する範囲内で新株予約権の行使を認めることを明記しました。

記

1. 本対応方針導入の目的

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様ご利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。本対応方針は、それらを毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止する方針であります。

近年、会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券の大規模な買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあり、対象会社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

将来、当社が、このような買収の対象となった場合には、当社に親会社等の支配株主が存在しないこと、安定株主が少ないこと等諸般の事情を考慮すると、当社株主の皆様ごに、十分な情報や時間が提供されないままに大規模買付行為が実施され、結果として、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益が毀損

されることとなる可能性を否定できないものと考えられます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様によって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針を導入することとしました。

2. 本対応方針の概要

本対応方針の適用対象は、事前に当社取締役会が同意したものを除く、以下のいずれかの条件を充足する大規模買付行為及びそれを目的とする提案です。

①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為

又は

②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

当社は、本対応方針導入の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行うこととしています。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、「新株予約権ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの骨子は、別紙Ⅱのとおりです。）に定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると思われる事情が存すると判断する場合に、本ガイドラインに基づき新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを決議することとします。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者⁴による権利行使は認められないとの行使条件及び取得条項（大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に属する者か否かにより取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性があります。以下同じとします。）を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず特別委員会（その概要は以下の6. (1)に記載されています。）にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重するものとします。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様意思の確認を行うこととします。なお、本対応方針の手続の流れについて、その概要をまとめたフローチャートは、別紙Ⅲのとおりです。また、本新株予約権の概要は、別紙Ⅳのとおりです。

4 (i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び (i) に該当する者の関連者（実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者）を含みます。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主の皆様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除きます。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」といいます。

3. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付行為者による当社に対する情報提供

大規模買付行為者が現れた場合、当社は、大規模買付行為に係る提案の内容を吟味し、条件の変更の申入れや交渉を行う等、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を実現するため、様々な方策を執ることができるものと考えています。

大規模買付行為者には、大規模買付行為に先立ち、当社株主の皆様の判断及び取締役会の評価検討のために必要且つ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なり得るため、大規模買付行為者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本対応方針に定められた手続に従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式により日本語で記載した意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、①大規模買付行為者の名称及び住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要並びに⑥本対応方針に定められた手続を遵守する旨の誓約文言を記載していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内（初日不算入）に、回答期限を定めた上、当初提出していただくべき本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付します。大規模買付行為者には、当該期限までに、当該リストに記載された本必要情報を、日本語で作成した書面により提供していただくこととなります。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の項目に関する情報は、原則として、ご提出いただく本必要情報に含まれるものとします。

- ①大規模買付行為者の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経歴、属性並びに役員の氏名及び略歴等を含みます。なお、大規模買付行為者がファンドの場合には主要な組合員、出資者（直接又は間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付け等に係る対価の価額・種類、買付け等に係る時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性等を含みます。）
- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及び算定根拠等を含みます。）
- ⑤大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断に当たっては、直接又は間接を問いません。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥大規模買付行為に係る買付け等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策
- ⑦当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者及びその他の利害関係者への対応方針
- ⑧その他大規模買付行為に係る買付け等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、当初提出していただいた情報が、本必要情報として十分でないと判断した場合には、

大規模買付行為者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提供するよう求めることがあります。この場合、大規模買付行為者には、当該期限までに、追加の本必要情報を日本語で記載した書面により提供していただくこととします。

(2) 当社取締役会における大規模買付行為の内容の検討、大規模買付行為者との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付行為者が当社取締役会に対して本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。評価期間中、当社取締役会は、外部専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付行為者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為者から十分な本必要情報（追加により提出を求めた本必要情報を含むものとし、以下同じ。）が提出されたとき当社取締役会が認める場合、特別委員会に対して速やかに大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示することとします。

また、当社取締役会は、大規模買付行為者から意向表明書が提出された事実及び評価期間が開始した事実について情報開示を行うとともに、評価期間中、本必要情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行うこととします。

なお、大規模買付行為者は、本対応方針に定める手続の開始後、下記4.に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議し、又は、株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとし、

(3) 特別委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問を受けて、本新株予約権の無償割当ての是非等について審議し、取締役会に勧告等を行う諮問機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の概要及び本対応方針導入当初の委員候補者は、旧防衛策の特別委員会の委員を予定しており、その氏名及び略歴は別紙Vのとおりです。

特別委員会は、取締役会から提供を受けた情報に基づき調査した結果、大規模買付行為者から提供された情報が本必要情報として不足しているものと判断した場合、当社取締役会を通じて、大規模買付行為者に対し、回答期限を設けて、本必要情報の追加提出を求めることができるものとし、

(4) 特別委員会の勧告

特別委員会は、調査の結果に基づいて審議の上、取締役会に対し、諮問された本新株予約権の無償割当ての是非等に関する勧告を行うものとし、

なお、特別委員会は、評価期間の末日までに勧告を行うことが困難であると判断するときは、理由を明らかにした上で、30日間（初日不算入）を上限として

評価期間を延長することができるものとします。当社取締役会は、特別委員会の判断により評価期間が延長された場合には、延長される期間及び理由を、適用ある法令等に従って、適時且つ適切に開示することとします。

特別委員会は、当該大規模買付行為者が本対応方針に定める手続を遵守しない大規模買付行為者（以下「手続不遵守買付行為者」といいます。）に該当する場合、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施すること」を勧告するものとし、当該大規模買付行為は当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがないと認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施しないこと」を勧告することとします。

なお、濫用的買収者とは、次のいずれかに該当する大規模買付行為者をいいます。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ②当社の経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等（主要な株主及び出資者並びに重要な子会社及び関連会社を含みます。以下同じ。）に移譲させることにある大規模買付行為
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株券等の取得を行っている大規模買付行為
- ④当社の経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする大規模買付行為
- ⑤大規模買付行為者の提案する買収の方法が、二段階買収（最初の段階で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）などに代表される、当社株主の皆様判断の機会又は自由を奪う構造上強圧的な方法による大規模買付行為

また、大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがある場合としては、例えば次のいずれかに該当する場合は考えられます。

- ①大規模買付行為者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、当社の企業価値の維持・向上を妨げるおそれがあると判断される場合又は大規模買付行為者が支配権を取得した場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の当社の企業価値の比較において、大規模買付行為者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ明らかに劣後すると判断される大規模買付行為である場合
- ②大規模買付行為者の提案する当社株券等の買付条件（買付け等に係る対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限られません。）が、当社の企業価値に照らし著しく不十分、不適切なものである大規模買付行為
- ③大規模買付行為者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ④大規模買付行為が行われる時点の法令等（行政指導、裁判結果を含みます。）により、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認め

られている大規模買付行為である場合

4. 当社取締役会による判断

(1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めたときは、上記3.(4)の特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(2) 濫用的買収者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が上記3.(4)に従い、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、原則として株主総会の決議を経ることなく、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。また、当社取締役会は、かかる場合であっても、大規模買付行為の内容その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が相当と認めるときは、株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(3) 当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が上記3.(4)に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議を経て、本新株予約権の無償割当てを決議するものとします。

(4) 本新株予約権の無償割当てを実施しない旨の決議

当社取締役会は、必要があると認めたときは、当該大規模買付行為に対し、本新株予約権の無償割当てを実施しない旨を決議できるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会が、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告した場合、当該勧告を最大限尊重するものとします。

(5) 取締役会による判断を行うまでの期間

当社取締役会は、特別委員会が上記3.(4)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施を勧告した場合、当該勧告の受領後10営業日以内に、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施、又は、株主総会を招集する旨の決議を行わなければならないものとします。

(6) 情報開示

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議した場合、又は、株主総会の招集を決定した場合には、適用ある法令等に従って、当社株主の皆様及び投資家の皆様に適時且つ適切に開示を行います。

(7) 本新株予約権の無償割当て決議後の中止

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大規模買付行為者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断する場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえた上で、本新株予約権の無償割当ての中止を行うことができるものとします。但し、原則として、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の4営業日前（権利落日）以降の中止は行いません。

5. 株主総会

当社取締役会は、特別委員会が当該大規模買付行為者が濫用的買取者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合であっても、当該大規模買付行為に対し、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を開催することもできるものとします。このほか、株主総会の開催は、大規模買付行為の内容その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合に行うものとします。また、当社取締役会は、特別委員会が当該大規模買付行為は当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、当該大規模買付行為に対し本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を開催するものとします。なお、上記のいずれの場合においても、当社取締役会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

6. 透明性及び公正さ確保のための措置

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、旧防衛策同様、引き続き、社外取締役、社外監査役及び弁護士等の社外有識者で構成される特別委員会を設置します。その概要は、別紙Vのとおりです。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず特別委員会にその是非を諮問のうえ、また、特別委員会が行う勧告を最大限尊重しなければなりません。これにより、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当な対抗措置を講じることがないように、制度的な担保が設けられています。

また、特別委員会の招集は、当社代表取締役のほか、各委員もそれぞれ単独で行うことができるものとされ、その招集が確実に行われるよう配慮がされています。

本対応方針の導入について本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認をいただいた場合には、速やかに当社取締役会は特別委員会の委員の選任を行います。本対応方針の導入当初の特別委員会の委員候補者の氏名及び略歴は別紙Ⅴのとおりです。

(2) 本ガイドラインの制定

当社は、本対応方針の手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けることとします。当社取締役会及び特別委員会は、それに基づいて本対応方針所定の手続を進めなければならないこととします。本ガイドラインの制定により、本新株予約権の無償割当て等の際に拠るべき基準が透明となり、本対応方針に十分な予測可能性を与えることとなります（別紙Ⅱ新株予約権ガイドライン（骨子）ご参照）。

7. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針は、前述のとおり、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認を得ることを条件として効力を生ずるものとします。また、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会における決議のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとします。

但し、本対応方針に関して重要な改廃が必要と判断される場合には、適宜当社株主総会で株主の皆様のご意思を確認させていただき予定です。

8. 当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針導入時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針導入時においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、本対応方針の導入により当社株主の皆様及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当ては、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の維持・向上のために行われるものでありますので、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様及び投資家の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被る事態は原則として想定しておりません。

しかしながら、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外で本新株予約権を行使することができる当社株主の皆様については、下記(4)①のとおり名義書換手続が行われない場合には、本新株予約権の割当てを受けることができず、また、権利行使期間内に、所定の行使価格相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の当社株主の皆様による本新株予約権の行使の結果として、法的権利及び経済的側面において不利益を受ける可能性があります。

また、本新株予約権には原則として上記2.に記載の行使条件が付されるため、結果的に大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者が法的権利又は経済的側面において不利益を被る場合があります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適用ある法令等に従って、適時且つ適切な開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての中止時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、上記4.(7)で記載しておりますとおり、本新株予約権の無償割当てを決議した後に、本新株予約権の無償割当てを中止することがあります。この場合、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、適時且つ適切な開示を行いますが、当社株式の株価が変動するおそれがございますのでその点には予めご留意下さい。

(4) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様に必要な手続

①名義書換の手続

大規模買付行為者の出現以降、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当てのための基準日が公告され、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当社株主の皆様におかれましては、当該基準日までに、その所有される当社普通株式に係る株券を提示した上で株主名簿の名義書換を完了していただく必要があります。

但し、金融商品取引所における取引等により証券保管振替機構に預託されている当社普通株券を当該基準日までに取得された当社株主の皆様につきましては、名義書換の手続は不要です。

なお、本新株予約権の無償割当てに際しては、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

②本新株予約権の取得の手続

本新株予約権に取得条項が付される場合において、当社は、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の新株予約権者から、その所有に係る本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得する場合があります。かかる場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式による文書をご提出いただくことがあります。）。

③本新株予約権の行使の手続

本新株予約権を行使される場合には、当社は、基準日時点の大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社株主の皆様ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者でないことを誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された

当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式によるものとします。) その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付します。

大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様が、本新株予約権を行使する場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、別途当社取締役会が指定する払込取扱場所において、行使価額の払込み等を行っていただく必要があります。これにより、1個の本新株予約権につき、1株又は本新株予約権の無償割当て決議において別途定められる数の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、大規模買付行為者が現れた場合には、その後の事前交渉の開始及びその過程、本新株予約権の無償割当ての決議の有無等を含め、適用ある法令等に従って適時且つ適切な開示を行っていく予定です。

また、本新株予約権の無償割当ての決議を行う場合、当社株主の皆様の不測の損害を与えないためには、会社法の規定に従って、基準日までに名義書換を完了していただくことが必要となりますが、この場合には、大規模買付行為者をも含む当社株主の皆様、投資家の方々及びその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

9. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。また、本対応方針は、東京証券取引所の有価証券上場規程第442条及び大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第12条に定める買収防衛策の導入に関する事項（①開示の充分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を尊重するものです。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的として導入されるものです。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続を経て本新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

(2) 事前の開示

当社は、大規模買付行為者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の子見可能性を高め、当社株主の皆様適切な選択の機会を確保していただくため、本対応方針を予め開示します。

また、当社は今後も、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行います。

(3) 株主意思の重視

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しており、当社株主の皆様のご意思を重視しております。

(4) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ本新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう、機能するものとされています。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

前述のとおり、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。

また、これにとどまらず、本対応方針は、当社株主総会で選任され、当社株主の皆様により、ご信認を受けた当社取締役により構成される当社取締役会により対抗措置の発動を中止することもできるように設計されております。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上

別紙 I

当社株式の状況（平成20年 3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 75,282,940株
3. 株主数 33,402名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	出資比率（%）
日本生命保険相互会社	5,811	7.88
財団法人長尾自然環境財団	4,746	6.43
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,365	4.56
シービーエヌワイナショナルファイナンシャル サービスエルエルシー	2,652	3.60
株式会社みずほコーポレート銀行	2,000	2.71
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,932	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,174	1.59
長 尾 愛一郎	902	1.22
アールビーシーデクシアインベスターサービスバンクアカウント ルクセンブルグノンレジデントドメスティックレート	745	1.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	730	0.99

- (注) 1. 当社は自己株式として1,511千株を保有しておりますが、上記主な株主の状況に記載する大株主から除外しております。
2. 出資比率の算出は、発行済株式から自己株式を除いております。

新株予約権ガイドライン（骨子）

1. 目的

新株予約権ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、当社が平成20年6月25日開催予定の当社定時株主総会において、当社株主のご承認を得ることを条件に導入する当社株券等⁵の大規模買付行為に対する対応方針（以下「本対応方針」という。）に関し、当社取締役会及び当社特別委員会が、大規模買付行為者が出現した場合に、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の維持・向上のため、本新株予約権の無償割当てによる対応の是非等を判断する場合に備え、予めその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、本ガイドラインにおいて別段の定義がない限り、本対応方針に定める意味を有するものとする。

2. 本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる場合

当社取締役会は、本対応方針の定めに従い、次の（1）ないし（3）のいずれかに該当する場合は、特別委員会の勧告及び所定の場合には株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができるものとする。

（1）手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めるときは、特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

（2）濫用的買取者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が、当該大規模買付行為者が濫用的買取者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、原則として株主総会の決議を経ることなく、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。また、当社取締役会は、かかる場合であっても、大規模買付行為の内容その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が相当と認めるときは、株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

5 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本ガイドラインにおいて特段の断りがない限り、以下同じ。

(3) 当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議を経て、本新株予約権の無償割当てを決議するものとする。

3. 行使条件

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経て、且つ特別委員会からの勧告を得た上で、本新株予約権に、当該大規模買付行為者及びその一定の関係者（(i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者（実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者）を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下本ガイドラインにおいて、大規模買付行為者を含め「大規模買付行為者等」と総称する。）による権利行使は認められないとの行使条件を原則として付すものとする。

但し、かかる行使条件を付した場合であっても、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て後に大規模買付行為者等が、当社に対し当社取締役会が必要と認める⁶誓約を行った上で、当社が認める証券会社に委託して取引所金融商品市場においてその所有する当社株式を所定の数⁷以上売却した場合、本新株予約権の行使により交付される株式の数の合計が当該売却した株式数を超えない範囲内に限り、本新株予約権の行使を認めるものとし、その要件及び手続等の詳細は当社取締役会が定める。

4. 本新株予約権の無償割当ての中止を行う場合

当社取締役会は、特別委員会が、大規模買付行為が上記2.に定める要件のいずれにも該当する可能性があるると疑われる事情が消滅した等の理由により、本新株予約権の無償割当てを行わないよう勧告した場合には、上記2.にかかわらず、本新株予約権の無償割当てを中止するものとする。

6 本ガイドラインに従いその所有する当社株式を取引所金融商品市場において売却すること、その売却期間中、大規模買付行為者等が当社株式を取得しないこと、及び、当該誓約に違反した場合、以後当社取締役会が、大規模買付行為者等による本新株予約権の行使を認めないことに一切異議を述べないことを主な内容とすることを予定している。

7 原則として、当社の発行済株式等総数に大規模買付行為者等の保有潜在株式の数を加算した数の1%とする。

5. 特別委員会

特別委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役若しくは社外監査役及び大規模買付行為につき利害関係のない弁護士等の外部有識者から、当社取締役会により選任される。なお、外部有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。また、特別委員会の勧告内容の決定については、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

6. 適時開示

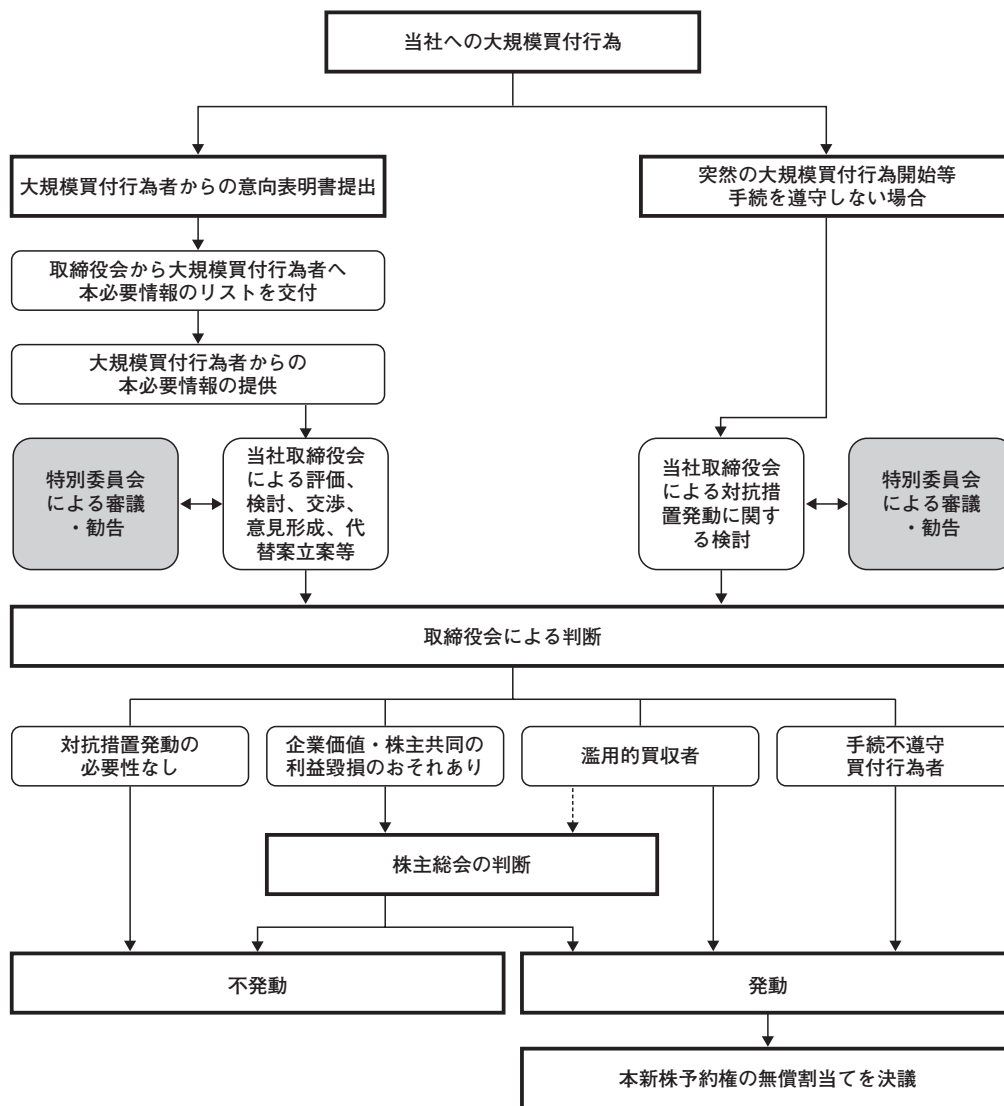
当社取締役会は、本対応方針上必要な事項について、当社株主及び投資家に対して、適用ある法令等に従って、適時且つ適切な開示を行うものとする。

7. 本ガイドラインの改廃

当社取締役会は、本ガイドラインの改廃が必要と判断した場合は、特別委員会の勧告を得た上で、本対応方針の趣旨の範囲内において改廃を行うものとする。

以 上

本対応方針・フローチャート



(注) 本図表は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細につきましては本文をご覧ください。

別紙Ⅳ

新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株又は当社取締役会が定める数（以下「対象株式数」という。）とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の数

新株予約権の数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする。

なお、原則として、当社取締役会が認める場合を除き、議決権割合が20%以上となる大規模買付行為者及びその一定の関係者¹による行使を認めないこと等を行行使の条件として定めるものとする。また、米国に所在する者に対しては自らが米国1933年連邦証券法の下におけるルール501 (a) に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明保証すること等の誓約をすることを行使の条件として定めることができるものとする。

7. 当会社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる新株予約権の取得を複数回に分けて行うことができる。
- (2) その他当社が新株予約権を取得できる場合及びその条件については、当社取締役会が別途定める。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当日、新株予約権の行使期間その他の事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

以上

1 (i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」という。

別紙V

特別委員会の概要及び委員候補者の紹介

1. 特別委員会の概要

(設置)

特別委員会は、当社取締役会により設置される。

(構成)

(1) 特別委員会の委員は、3名以上とする。

(2) 委員の選任にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者（弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。）等から選任するものとする。選任にあたっては、特別委員の役割期待に鑑み、企業経営、証券会社に関する知見、当社の企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

(3) なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

(任期)

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。但し、本対応方針が廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとする。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了するときまでとする。

(役割)

特別委員会は、原則として下記に規定する事項につき、新株予約権ガイドラインに基づき検討・審議を行い、その内容及び結果を当社取締役会に対して勧告する。

(1) 大規模買付行為の内容の精査・検討

(2) 本新株予約権の無償割当て並びにその中止の是非に関する事項

(3) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し当社取締役会が諮問する事項

なお、特別委員会の検討に際して必要な当社に関する資料の提供等を行うため、当社内に事務局を設置することとする。また、特別委員会は、当社の費用負担により、証券会社、投資銀行、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要とする専門的な助言を得ることができる。

(勧告内容の決定)

特別委員会の勧告内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。

2. 特別委員会の委員候補者の紹介

中川 秀宣（なかがわ・ひでのり）

略 歴：平成2年4月 最高裁判所司法研修所
平成4年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）
平成4年4月 長島・大野法律事務所
平成9年9月 カークランド・アンド・エリス法律事務所
平成10年4月 ニューヨーク州弁護士資格取得
平成11年9月 メリルリンチ証券会社東京支店
平成13年1月 メリルリンチ日本証券株式会社
平成15年4月 UFJストラテジックパートナー株式会社へ出向
平成16年8月 TMI総合法律事務所パートナー（現在に至る）

西澤 益男（にしざわ・ますお）

略 歴：昭和35年4月 大和証券株式会社
昭和60年4月 同社 秘書室部長
昭和62年4月 同社 転換社債部長
平成元年5月 同社 営業副本部長
平成元年6月 同社 取締役
平成3年6月 同社 常務取締役
平成7年6月 大和証券投資信託委託株式会社 専務取締役
平成11年6月 同社 代表取締役副社長
平成15年6月 丸三証券株式会社 社外取締役（現在に至る）

宗近 博邦（むねちか・ひろくに）

略 歴：昭和36年4月 大和証券株式会社
昭和61年12月 同社 取締役 株式本部副本部長、
株式トレーディング室長
平成元年6月 同社 常務取締役 株式本部長
平成3年6月 同社 専務取締役 事業法人営業本部長、
金融法人営業本部長、国際営業部、年金企画部、
運用企画部分担
平成6年6月 同社 取締役副社長

平成9年6月	ユニバーサル証券株式会社 取締役社長
*平成12年4月	つばさ証券株式会社 取締役社長
*平成14年6月	UFJつばさ証券株式会社 取締役社長
平成15年4月	同社 特別顧問
平成16年2月	学校法人明治大学 評議員（現在に至る）
平成16年4月	学校法人明治大学 理事
平成20年4月	学校法人江の川学園 理事長（現在に至る）
平成20年6月	株式会社明大サポート 取締役会長就任予定
*合併による商号変更	
主な公職：平成12年7月	日本証券業協会 理事
	日本証券業協会 自主規制委員会委員長
	日本投資者保護基金 理事
平成14年7月	日本証券業協会 副会長
	日本証券経済研究所 会長
平成15年7月	日本証券業協会 顧問（現在に至る）
	日本証券経済研究所 顧問（現在に至る）

以 上

以上が第89期定時株主総会招集ご通知添付書類であります。

株主優待のご案内

3月31日時点での株主様に魚沼産コシヒカリ（新米）を贈呈しております（100株以上1,000株未満ご所有の株主様に2kg、1,000株以上ご所有の株主様に3kgを贈呈）。10月中旬頃に送付いたします。

株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日 3月31日
中間配当金受領株主確定日 9月30日
定時株主総会 毎年6月
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関
同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
TEL 0120-232-711（通話料無料）
上場証券取引所 東京証券取引所
公告の方法 電子公告により行う
公告掲載URL <http://www.marusan-sec.co.jp>
(ただし、電子公告によることが出来ない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。